

## 在宅心身障害児者一時介護委託助成制度について

在宅心身障害児者一時介護委託助成制度とは、障害者の家族の方が、何らかの理由で介護をすることができない場合に、介護人をあらかじめ指定して一時的に介護委託を行い、発生した介護料について市が助成をするという制度です。

しかし、介護について委託契約を結ぶのはあくまで当事者間ですから、市が介護料を支払うのではなく、被介護人(障がい者)側が支払った金額について市が補助をするという形になります。

したがって、市が支払う相手方及び助成金支給申請者は被介護人(障がい者)となり、申請は事後でないといけないこととなります。

### 対象者・申請者

在宅の心身障がい児・者(身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者又は児童相談所並びに知的障害者更生相談所において知的障害があると判定されている方)の家族の方。

### 受託者(介護人)

基本的にはどなたでも構いませんが、当該心身障がい児者の2親等内の直系血族及び直系姻族、配偶者は認められません。又2親等内でなくても、当該心身障がい児者と同一の住居に居住し、生計を一にしている人は非該当となります。例えば、同居の叔(伯)父叔(伯)母は不可となります。

### 介護委託理由

どのような理由でも認められます。

### 申請方法

介護委託届(様式第1号)、助成金支給申請書(様式第2号)及び介護証明書(様式第3号)の3点が必要提出書類一式です。書類は障がい福祉課に備えてあります。

介護委託する日より前にまず介護委託届を提出、介護人を指定します。そして介護委託が終了した後に残りの2つの書類を提出します。助成金支給申請書には保護者等家族名で申請します。

介護証明書とは、介護人が実際に介護したという事実を証明する書類ですが、それを介護人に書いてもらう手数料が発生した場合には、それについても補助の制度があります。(但し、必ずしも手数料がかかるものではなく

手数料を請求するのは介護人の任意となります。)

#### 助成金額

1日単位で計算します。(午前0時が始点)1日4時間以上の介護があった場合は5,000円、4時間未満は2,500円が一回の助成限度額となりますが、前述の介護証明の手数料がかかる場合は500円を限度として補助します。

(例) 7月1日午後10時から翌日の午前8時までの介護時間で、証明手数料600円がかかるとすると

7月1日分は 2時間で2,500円

7月2日分は 8時間で5,000円

証明手数料500円 合計8,000円を助成します。

#### 年度の助成限度額

助成申請は限度額を超えなければ何度利用しても構いません。

年度(毎年4月1日～翌年3月31日)限度額は1人につき50,000円です。但し、この限度額は介護証明手数料助成金も含めて50,000円となりますのでご注意ください。

#### 助成金支払時期

助成金支払時期は、4月、8月、12月の年3回です。

例えば、6月に介護委託が終了して8月支払いを希望する場合は、7月中に(12月支払いを希望するのであれば11月中に)申請書類一式を提出して下さい。もしそれに間に合わなければ次回の支払いになりますので、なるべく余裕をもって提出してください。

なお、申請書類一式は、必ず一時介護委託をした日の属する年度末まで(毎年3月31日まで)にご提出ください。

年度をまたいでの申請はできませんのでご注意ください。(年度内に申請をしないと助成はできません)

もし3月末に一時介護委託をして、3月31日までに書類提出が困難である場合は必ず前もってご連絡ください。前もって連絡がない場合助成はできませんのでご了承ください。

#### 決定取り消しについて

申請者が虚偽の申請をし、不正に助成を受けた時は助成の決定を取り消し、すでに受けた助成金の返還を求めることとなり、今後この制度を利用することができなくなります。